

令和2年度 第2回 宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和2年12月23日開催)

発言者	発言内容
会長	<p>本日は、報告や各種申請についての協議を主な目的として開催される臨時会である。スムーズな議事の進行にご協力いただくようお願いする。</p>
事務局	<p>【報告案件】 ～事務局説明～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両の減車について <ul style="list-style-type: none"> ・2事業所から、合わせて4台の減車報告。 ・にこにこ介護サービスの3台と Welfare Jack MIYAZAKI の1台は、いずれも登録運転者の退職に伴う持込み車両の減車となっている。 2. 車両の入替えについて <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこ介護サービスから、2台の入替え報告。 ・いずれも登録運転者による持込み車両の入替えであり、運転者の変更等はなく、車両の要件も満たしている。 3. 代表者の変更について <ul style="list-style-type: none"> ・慶明会より、代表者の変更についての報告。 ・令和2年6月18日より、新理事長に変更となっている。 4. 事故の報告について <ul style="list-style-type: none"> ・2事業所より計3件の事故の報告。 ・1件目は宮崎市視覚障害者福祉会からの報告。 ・令和2年8月6日、矢の先町の宮崎銀行前での事故。 住宅地の狭い路地で、ヘルパー車両は道路左側の家に入ろうとしたが、利用者が左後部座席に座っていたため、玄関近くに降ろそうと思い、道路右側の駐車場に一旦入り、後退して駐車しようとした。 相手方車両は、隣にヘルパー車両が停車したため、駐車すると思い右折で発車して接触した。 相手方、運転者、利用者に怪我はなかった。 事故の原因は確認不足で事業所では即日全員に安全運転を呼びかけ、再度事故の状況を聞き、十分に注意して運転するように指導したとのこと。 また、ナスバの特定診断や安全運転の講習を受けてもらい再発防止に努めるとのことだった。

発言者	発言内容
会長	<ul style="list-style-type: none"> • 2件目も宮崎市視覚障害者福祉会からの報告。 • 令和2年11月12日、生目台西環状線の交差点での事故。 • 利用者を迎えに行く途中だったため、利用者は乗っていなかった。 ヘルパー車両は黄色信号を確認していたが、助手席においてある鞆から物を取りながら停止をしていたため、完全に停止するのが間に合わず、前方に停車していた相手方車両に接触した。 運転者、相手方ともに怪我はなかった。 事故の原因は脇見運転による前方不注意で、事業所では即日全員に安全運転を呼びかけ、再度事故の状況を聞き、自宅を出る時から緊張感を持ち十分に注意して運転するように指導したとのこと。 また、ナスバの特定診断や安全運転の講習を受けてもらい再発防止に努めるとのことだった。 • 3件目は特定非営利活動法人 Welfare Jack MIYAZAKI からの報告。 • 令和2年10月2日、マルミヤストア住吉店西口道路での事故。 • 利用者に乗せ、マルミヤストア住吉店西口から北の方へ向かう途中、分岐点左側道路で約5kmの徐行運転をしていたところ、左側道路から突然大きな音がして車の左前部分にドンとぶつかった音がしたため、車を降りて見てみたところ児童が座り込んでいた。 運転者、利用者に怪我はなかったが、児童はひじ、ひざに怪我をしたため、児童の両親に連絡をし、病院へ連れて行ってもらった。 後日お見舞いを兼ねて児童を訪ねたところ怪我に関して特に問題はなかったとのこと。 事故の原因としては、後日警察署でドライブレコーダーを確認したところ児童が飛び出して車にぶつかる様子が映っていたため児童側は飛び出し、ヘルパー側は当日カーブミラーの確認をしていたが、カーブミラーで見えない所もあったため、死角の確認不足もあったかもしれないとのことだった。 事業所では、交通ルールを守り、スピードは出さないこと、児童の登下校時には特に注意するよう指導し再発防止に向け会議を行い全職員に情報共有をしたとのこと。 • 事務局としては、1回目の協議会後にも送付したが、安全運転の徹底のため、再度全事業所に向けて注意喚起の文書を送付する。 <p>以上4件の報告について、何か質問はあるか。</p>

発言者	発言内容
A 委員	<p>今般、私どもの事業所で、事故が多発した。今年に入って3件だが、色々と指導はする中で、委員である私の元で継続して事故が起きたことについて甚だ責任を感じており、対策をとらなければならないと思っている。</p> <p>また、委員を含め関係する皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしたことに心からお詫びを申し上げます。本当に申し訳なかった。</p> <p>ヒューマンエラーが原因の事故が多いので、今後はその対策も含め、あらゆる対策を考えつつ安全な運行に努めてまいりたいと考えている。</p>
B 委員	<p>事故を起こした2名は同一人物か。</p>
A 委員	<p>同一人物ではない。</p>
B 委員	<p>車両の申請にあたって、それぞれ備考の欄に当事者の保険が記載されているが、協議会で保険に関しての規定はないのか。</p>
事務局	<p>協議指針の6損害賠償措置で対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があることとするという規定がある。</p>
B 委員	<p>備考欄に記載されているもの、されていないものがあつたため、意図があるのかと思い質問した。</p>
事務局	<p>備考の記載については、単純な車両の入替えのみで運転者は変わらないため、記載を省略しているところもある。</p> <p>保険については規定通りのものか事務局で確認をしている。</p>
C 委員	<p>1 番目の報告事項として、減車の報告等があつたが、もし運輸支局に届出がされていない場合は、速やかに届出をするよう事業所に指導してほしい。</p>
事務局	<p>はい。</p>
C 委員	<p>事故の報告について、なかなか気を付けていても、もらう事故等あると思う。今回の事故については、運転者の不注意というところも結構あつたが、運転者全員に安全運転を呼びかけたということで聞いている。</p> <p>運転者にどのくらいの頻度で、指導等されているのか、A 委員に教えてい</p>

発言者	発言内容
	<p>ただきたい。</p>
A 委員	<p>私どもの事業所では、年に2回適性検査を受けてもらい、2か月に1回はミーティングがあるので、そこで指導をしている。 また、事故が起きた直後は臨時的に集め、指導をしている。</p>
会長	<p>事故を起こした運転者は継続して運転しているのか。</p>
A 委員	<p>継続して運転している。</p>
会長	<p>講習を受けるまでは運転しない等の決まりもないのか。</p>
A 委員	<p>ナスバの講習は受けてもらうが、その間も運転はしてもらっている。</p>
会長	<p>毎回の協議会で事故の報告があるのが気になっている。 協議会としては、安全運転徹底についてをお願いを全事業所に送付することだが、事業所なりの工夫や徹底の努力をお願いしたい。 安全運転の徹底に関して何か事務局から補足等ないか。</p>
事務局	<p>この文書を送付する他に、全事業所に電話等で安全運転の徹底をお願いする。また、今年はコロナウイルスの関係で難しい部分もあると思うが、年に1回は、運転者全員に自主研修を受けてもらうよう指導する。 今回事故を起こした2事業所については、既に数回自主研修を行っており、運転者全員受講したと報告を受けている。</p>
会長	<p>他に質問はないか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>それでは、他に質問もないので報告案件を終了する。</p>
事務局	<p>【協議案件】 1. 利用料金の変更について ～事務局説明～ ・宮崎市視覚障害者福祉会から迎車料金の廃止について申請が上がっている。</p>

発言者	発言内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・変更前は、迎車料金を 15 km 300 円、以降 1 kmごとに 40 円加算していたが、今後は手当として運転者に支給するため、迎車料金を廃止することのこと。 ・事業所別の利用料金一覧と比較しても迎車料金を設定している事業所はなく、極端に低い、または高いと言えないことから妥当な範囲での変更と思われる。
会長	本案件について、何か意見や質問等あるか。
C 委員	実際に今まで迎車料金を収受していたのか。
A 委員	はい。
C 委員	他の事業所との並びを見て廃止するということか。
A 委員	利用者さんになるべく使いやすくということで、ヘルパーが利用者宅に行くまでの距離が遠すぎると時間やガソリン代がかかるので迎車料金を設定していたが、今後は手当としてヘルパーに支給をし、利用者さんからは頂かないことにした。
会長	<p>他に意見、質問等ないか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>本案件については承認とする。</p>
事務局	<p>2. 車両の増加について</p> <p>～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4事業所から計7台の増車申請が上がっている。 ・巴会からは、法人所有の車いす車両1台の増車申請が上がっており、保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 ・宮崎市視覚障害者福祉会からは、登録運転者の増加に伴う持込み車両3台の

発言者	発言内容
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>増車申請が出ている。</p> <p>運転者は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。</p> <p>車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>なお、21ページ下の表の保険期間について、届出日が11月10日だったため、令和元年12月5日から令和2年12月5日までとなっているが、現在は更新しており、令和2年12月5日から令和3年12月5日までとなっていることを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • にここ介護サービスからは、登録運転手の増加に伴う持込み車両2台の増車申請が出ている。 <p>上の表の運転者は違反があるが、過去2年間において免許停止の処分は受けておらず運転者の要件を満たしている。</p> <p>車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>なお、にここ介護サービスでは、業務外の事故や違反について報告義務を設けることで各運転者の運転状況の把握に努めており、報告があった際は、その都度当該運転者に対して安全運転の注意喚起や指導を行っているとのこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一会からは、登録運転者の増加に伴う持込み車両1台の増車申請が出ている。 <p>運転者は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。</p> <p>車両についても、保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>本案件について、何か意見や質問等あるか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>本案件については承認とする。</p> <p>3. セダン利用対象者認定について ～事務局説明～</p>

発言者	発言内容
	<ul style="list-style-type: none"> • セダン利用については、福祉有償運送の対象となる人が、福祉車両ではなくセダン車両での移送を希望する場合に協議会で承認を受けなければならないとしている。 協議会に諮るまでは、事務局にて仮登録を行い、その後協議会で承認されたのち本登録を行うこととしている。 • 4事業所から合わせて13名の申請が上がっている。 • 宮崎市視覚障害者福祉会からは5名の申請が上がっている。 77歳男性は、右下肢に障がいがあり、同行援護サービスを受給している。車いすを使用しているが、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと思われる。 その他の4名に関しては、いずれも視覚障がい1級または2級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。 下肢障がい等はないため、セダン利用で問題ないと思われる。 • にこにこ介護サービスからは、4名の申請が上がっている。 23歳女性は上下肢に障がいがあり、車いすを使用しているが、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと思われる。 その他3名はいずれも視覚障がい1級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン利用で問題ないと思われる。 • 一会より申請が上がっている1名は視覚障がいの手帳を所持しており同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン利用で問題ないと思われる。 • Welfare Jack MIYAZAKIからは3名の申請が上がっている。 27歳男性は、身体手帳1級で外出介護サービスを受給している。 両上下肢機能障がいでも車いすを使用しているが、骨が折れやすい病気のため、福祉車両の広い空間では身体が揺れるように感じ、怖いとのことでセダン車での移送を希望している。 セダン車への移乗が可能で座位も保てるため、セダン利用で問題ないと思われる。 22歳の女性は、身体障がい者手帳2級で外出介護サービスを受給している。両上下肢障がいがあるものの車いすは使用しておらず、座位は保てるためセダン利用で問題ないと思われる。 73歳女性は、身体障がい者1級を所持しており、同行援護サービスを受給している。体幹機能障がいがあるものの車いすを使用しておらず、座位は保てるためセダン利用で問題ないと思われる。

発言者	発言内容
会長	本案件について、何か意見や質問等あるか。
運輸支局	車いすを使用している方で、セダン車への移乗が可能ということで、セダン利用を希望している方がいるが、車いす自体は折りたたくでトランクに入れるという対応になるのか。
A 委員	その通りである。
運輸支局	車いす自体は色々なタイプがあると思うが、乗せることができないケースというのは基本的にはあまりないのか。
A 委員	出かけた先の車いすを借りて使用する対応をしているので特に問題はない。
会長	他に質問もないので、本案件について承認して良いという方は挙手を。 (全員挙手) 本案件については承認とする。
事務局	<p>4. 複数乗車について</p> <p>～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月27日に法の改正があった。複数乗車については、内容自体は特に変更はないが、運営協議会という名称が地域公共交通会議等になった。 福祉有償運送での移送はドア・ツー・ドアの個別輸送を原則としており、複数乗車については例外的なものとなっているが、地域公共交通会議等で必要と認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送することができるとされている。 今回、にこにこ介護サービスから1組の申請が出ている。 夫妻ともに視覚障がいの1級で、通院時や余暇活動などで同じ目的地に外出することが多いため、夫婦での複数乗車を希望している。セダン利用については、夫妻とも、協議3「セダン利用対象者認定について」で協議を諮り、対象者として承認されている。 申請内容としては「同居親族の会員の乗車地・目的地が同一である場合の輸送」に該当し、過去の協議会においても同様の事例が複数認められているため、複数乗車での移送を承認して良いと思われる。

発言者	発言内容
会長	<p>本案件について、何か意見や質問等あるか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>本案件については承認とする。</p>
事務局	<p>5. 福祉有償運送登録事業所の更新について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送では、事業所として登録したあと、状況確認や必要性について定期的にチェックする必要があるため、福祉有償運送の有効期間の更新登録をすることとなっている。登録の有効期限は原則2年で、重大事故や是正命令等受けていない場合は3年となっている。 ・1事業所が更新予定となっている。 ・にこにこ介護サービスは、今回は平成29年に更新している。利用者数、運送料金は記載されている通りで、車両台数は先ほど2台の増車が承認されたので、あわせて20台となる。 <p>5名の運転者に計18点の違反が付いているが、うち7点は2年以上無事故・無違反者に対する特例により点数計算されていないため、実際の違反点数は合計11点となる。</p> <p>いずれも私用で運転中の違反である。</p> <p>違反の数が多かったため、全法人に安全運転を徹底するよう伝えている。</p> <p>また、報告5でも説明したが、注意喚起の文書を協議会后全法人に送付する。</p> <p>本案件について、何か意見や質問はあるか。</p>
D委員	<p>前回更新の時と比べて、運転者の違反は少なくなっているのか、多くなっているのか。</p>
事務局	<p>前回の違反者は6名で人数は少なくなっているが、違反点数は11点だったので、前回より多くなっている。</p>

発言者	発言内容
会長	<p>私用での運転中とはいえ、違反が目につく感じはあると思う。 他に何か意見や質問等あるか。</p> <p>(質問等なし)</p> <p>特になければ、本案件について承認して良いという方は拳手を。</p> <p>(全員拳手)</p> <p>本案件については承認とする。</p> <p>以上で議事を終了する。委員の方々の活発な議論と、貴重なご意見の数々に感謝する。</p>
事務局	最後にその他となるが、何か意見等あるか。
B委員	福祉有償運送に関するサービスはどのように周知をしているのか。
事務局	障がい福祉課で障がい者手帳を持っている方に障がい者福祉ガイドブックというのをお渡ししており、その中でご案内している。また、宮崎市のホームページにも掲載している。
B委員	定期的に障がい者の方にお知らせはしていないのか。
事務局	ガイドブックを渡す時に説明したり、お問合せがあった時に紹介をしたりしている。
E委員	ちなみに身体障がい者手帳は何年に1回更新するという決まりがあるのか。
事務局	<p>手帳については、期限がある方やない方がいる。</p> <p>1年で更新が必要な人や2年で更新が必要な人など程度によって違う。</p>
B委員	<p>介護保険は様々なサービスがあるが、障がい者の方に関するサービスについては、なかなか耳に入っていないというのがある。</p> <p>福祉有償運送は、いいサービスなので、ぜひ利用していただければと思う。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p data-bbox="421 322 715 353">他に何か意見等ないか。</p> <p data-bbox="437 421 603 452">(質問等なし)</p> <p data-bbox="395 519 1369 595">他に何も無いようなので、以上で令和2年度第2回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。</p>